

# 米子自衛防火協会

平成23年7月

第61号

# 会報

米子自衛防火協会事務局

米子市両三柳 5452 番地  
鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課内  
TEL0859-35-1970

用紙提供 王子製紙株式会社  
印 刷 所 東京印刷株式会社

会員の皆様には、平素より当協会の運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度米子自衛防火協会の会長に就任いたしました王子製紙(株)米子工場の大場英之でございます。よろしくお願ひいたします。

さて、6月9日に行われました「米子自衛防火協会 平成23年度第44回定期総会」の議案として、米子市危険物保安協会との合併について協議がなされました。その結果、合併についての議案は可決され、合併検討委員会の委員が選出されました。このような大切な時期に防火協会の会長を努めさせて頂くにあたり、誠心誠意、当協会の発展のために尽力していく所存でありますので、皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

米子自衛防火協会は、事業所の防火安全、消防施設の充実を目的として設立され、44年が経過いたしております。合併を協議していく米子市危険物保安協会は、設立より55年が経過されており、危険物施設やガス施設を保有される事業所のみなさんが、防火安全を目的に設立されたものです。

それぞれの協会は、防火・防災・災害発生の未然防止を目的としており、合併により協会活動の充実発展と各種事業への積極的な参加などにより、会員の防火・防災意識のさら

なる向上につながると考えています。

事業所を火災などの災害から守るために、は、そこに従事する一人ひとりが、「自分たちの事業所は自分たちで守る」という考え方を立てる行動することが大切であり、あらゆる状況に適切に対応するために、インターネットなどのさまざまな情報源を活用し、災害に対する正しい知識を身に付け、事業所が一体となつた防災体制を図ることが重要です。

また、米子自衛防火協会は、事業所の自主防災に止まらず、地域とともに防火・防災の輪を広げ、安心安全なまちづくりに寄与していくことも大切であると考えています。地域の行事に積極的に参加協力することにより、地域住民との信頼関係が生まれます。より多くの地域の発展のために非常に重要であり、我々に課せられた使命ではないでしょうか。終わりになりましたが、会員の皆様の益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げる

とともに、今後とも協会事業にご理解、ご協力を頂きますようよろしくお願ひいたします。



## 会長就任挨拶

米子自衛防火協会 会長

大場 英之

消したはず 決めつけないで もう一度

2011年度 全国統一防火標語

平成23年度

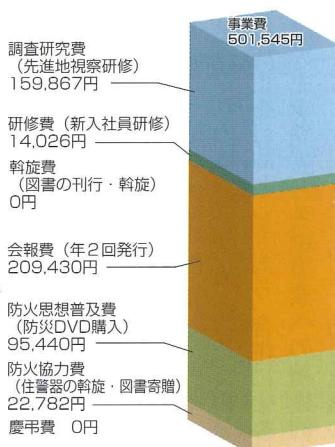
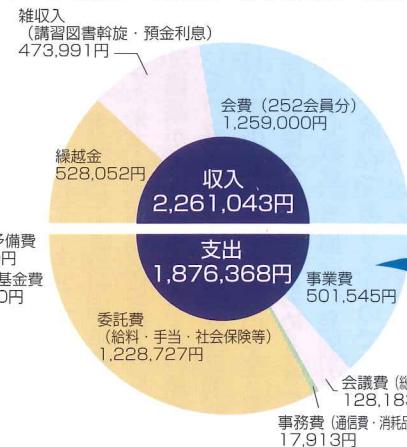
## 定期総会

平成23年6月9日、消防局において第44回定期総会が開催されました。総会では、第1号から第5号までの議題が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり議決、承認されました。なお、総会で提出された議題は、以下のとおりです。

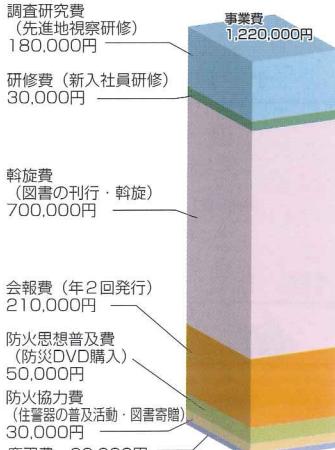
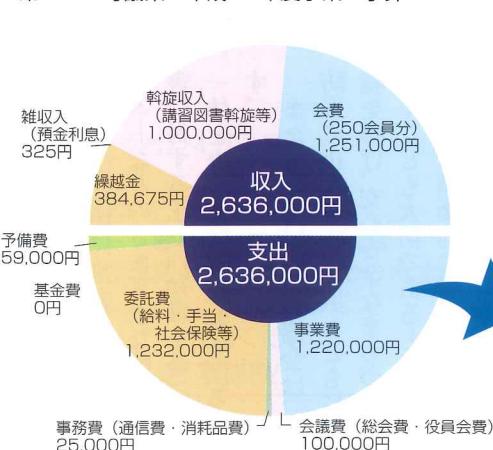
※第44回定期総会の詳細については、当協会のホームページに議案書を掲載しておりますのでご確認ください。



第1・2号議案 平成22年度事業報告・決算報告



第3・4号議案 平成23年度事業・予算



員の多くが両方の協会に加入しているのが現状である。

### 3 その他

「消防施設等の充実」と「危険物及びガス施設の防火安全」を区分してそれぞれの協会で活動を行っているが、事業所においてこれらは一体のものとして防火安全を求めるものである。

これらのことを踏まえ、今後の両協会の合併により会員事業所の総合的な防火安全の推進に、今以上に役立つことが考えられる。

両協会の合併については、今年度中に設立総会を開催し、平成24年4月1日より新体制でスタートする運びとなりました。

また、合併後の協会運営に係る事項については、検討委員会を立ち上げて協議することになり、委員会は、それぞれの協会役員から選出した6名で構成されています。

なお、検討委員のメンバー並びに両協会合併の主な趣旨は以下のとおりです。

#### (検討委員)

米子自衛防火協会  
上田副会長 (株式会社米子青果)

吹野理事 (株式会社米子高島屋)  
坂口副会長 (山陰石油株式会社)  
並河理事 (山陰酸素工業株式会社)

細田理事 (日ノ丸自動車株式会社)  
徳千代副会長 (株式会社米子マツダ)  
米子市危険物保安協会  
吹野理事 (株式会社米子青果)  
坂口副会長 (山陰石油株式会社)  
並河理事 (山陰酸素工業株式会社)

**第5号議案**  
**(合併の主な趣旨)**

1 目的  
米子自衛防火協会と米子市危険物保安協会の合併について

2 経費及び会員  
それぞれ設立されたが、いずれも防火・防災、災害発生の未然防止を目的に会員事業所の一層の防火安全を求めて活動するものであり、その目的は同じである。

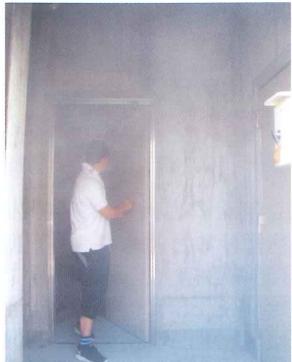
米子自衛防火協会は昭和43年に事業所の防火安全、消防施設の充実を目的として、また、米子市危険物保安協会は昭和32年に危険物、ガス施設等を保有する事業所の防火安全を目的として、会員数は500会員を超えていたが、会員の多くが両方の協会に加入しているのが現状である。



水消火器



屋内消火栓



煙迷路



救助袋



AED

平成23年6月24日（金）、西部消防局において会員事業所の新入社員を対象とした防災研修会が開催されました。本年は143名の新入社員が参加し、火災の恐ろしさや職場での防火管理の重要性について講義を受けた後、水消や火器・屋内消火栓による消火訓練、救助袋・煙迷路による避難訓練及びAEDによる人命救助訓練を体験していました。

## 新入社員防災研修会を開催

## 平成23年上半年期の西部消防局管内における火災の概要

本年上半期の火災件数は57件で、前年に比べ16件多くなっています。

火災を種別でみると、建物火災・車両火災・その他火災がそれぞれ5件、林野火災が1件増加したことによるものです。

火災原因については、「放火(疑いを含む)」が7件と最も多く、次いで「たばこ」が6件となっています。

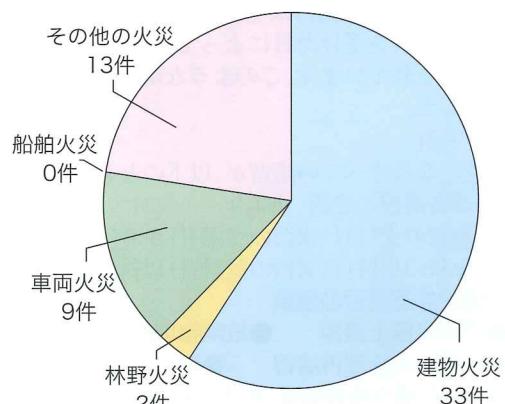
火災による死者は、昨年同期では1名でしたが、本年はすでに7名もの尊い命が亡くなっています。

亡くなった方の7割は逃げ遅れによるものです。

火災による負傷者数は、昨年同期は10名で、本年は9名でほぼ変わりはありません。

今後の取り組みとして、死傷者数の低減には火災の早期発見が重要であることから、自治会等と連携し住宅用火災警報器の設置率100%を目指して継続的な設置推進活動が重要であると考えます。会員事業所におかれましても、社員の皆さんに推進をお願いいたします。

### 【火災種別ごとの件数と構成比率】



## 熱中症対策

夏に向けて、熱中症になる人が増えてきます。しっかりと予防して元気な夏を過ごしましょう！



### 熱中症の予防対策

- ・室温（28℃を超えないように）をこまめにチェックし、エアコンや扇風機等を活用！
- ・スポーツや炎天下では、必ず水分補給と休憩を！のどが渴かなくても水分補給！
- ・外出時の服装に注意し、日よけ対策を！
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

### 熱中症の応急手当

- ・涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす
- ・脇の下、太もものつけねを保冷剤などで冷やす
- ・口から飲めるようであれば水分を少しづつ頻繁に取らせる

### 要注意！！ こんな時にはためらわずに救急車を呼びましょう

- \*自分で水が飲めない、脱力感や倦怠感が強く、動けない
- \*意識がない（おかしい）、全身のけいれんがある



# 消防法令の改正

## 消火器の規格及び点検内容の改正について

### 【改正の概要】

近年発生している老朽化消火器の破裂事故を受け、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示を義務付けるとともに、定期点検についても耐圧性能点検が導入されることとなりました。

### 【改正内容】

#### ◆消火器のラベル表示変更(平成23年1月1日施行)

- 業務用・住宅用の区分
- 加圧式・蓄圧式の区別
- 適応火災・使用方法の絵表示
- 標準的な使用条件で使用した場合の安全上支障なく使用できる期間または期限
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項



#### ◆旧型式消火器の取扱い(平成23年1月1日施行)

既に防火対象物等に設置されている旧型式消火器(上記ラベル表示のないもの)については、平成33年12月31までの11年間は特例として設置が認められます。

また、施行日以降に工事を開始した防火対象物について、施行後1年間(23年中)は旧型式消火器の設置が可能ですが、24年1月1日以降は設置することができません。

#### ◆点検基準の改正について(平成23年4月1日施行)

消火器の内部及び機能点検の開始時期について、製造後3年だったものが、加圧式は3年(従来どおり)、蓄圧式は5年に改めるとともに、製造年から10年を経過した消火器(加圧式・蓄圧式ともに)は、耐圧性能点検の実施が義務づけられました。

## 消防設備士講習等の受講期限の改正について(平成24年4月1日施行)

### 【改正の概要】

消防設備士等の講習は受講期限が定められていますが、開催が年1回程度の地域においては、免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日によっては、事実上講習期限の1年以上前の時点での受講又は遠隔地の講習会場における受講を余儀なくされています。このような実態を踏まえ、講習受講者の負担軽減の観点から、受講期限を年度単位に改めることとなりました。

### 【改正内容】

対象となるすべての講習が、以下のとおり変更になります。

(○は各講習の受講期限)

「免状の交付日(講習の受講日)から○年以内」を

「免状の交付日(講習の受講日)以後における最初の4月1日から○年以内」

#### ◆対象となる講習の種類

- 消防設備士講習
- 危険物取扱者保安講習
- 甲種防火管理再講習
- 防災管理再講習
- 自衛消防業務再講習
- 消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者又は防災管理点検資格者の再講習

詳しくは、西部消防局のホームページでご確認ください。

<http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/>

### (例)甲種防火管理再講習(講習は年1回・8月初旬実施)

#### 【改正前】

平成19年8月1日 平成23年8月10日 平成24年8月1日 平成24年8月8日

→ 講習を受けた日から5年以内

講習受講日 講習開催日 講習開催日

前倒し受講

#### 【改正後】

平成19年8月1日 平成20年4月1日 平成24年8月8日 平成25年3月31日

→ 講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

講習受講日 講習開催日

◆危険物取扱者保安講習	◆甲種防火管理再講習	◆甲種防災管理新規講習	◆甲種防災管理新規講習(併催講習)	講習会情報	
				受付期間	受付期間
平成23年9月5日(月) 受付期間 平成23年7月25日～8月16日	平成24年1月11日(水) 受付期間 平成24年11月12日～12月5日	平成24年2月8日(水) 受付期間 平成24年1月16日～1月27日	平成23年9月15日(木) 受付期間 平成23年8月20日～9月5日	平成23年9月15日(木) 受付期間 平成23年8月20日～9月5日	平成23年9月15日(木) 受付期間 平成23年8月20日～9月5日
※試験日 平成24年2月5日(火) 平成24年2月6日(水) 平成24年2月7日(木)	※試験日 平成24年1月11日(水) 平成24年1月12日(木) 平成24年1月13日(金)	※試験日 平成23年10月4日(火) 平成23年10月5日(水)	※試験日 平成23年10月4日(火) 平成23年10月5日(水)	※試験日 平成23年10月4日(火) 平成23年10月5日(水)	※試験日 平成23年10月4日(火) 平成23年10月5日(水)
◆危険物取扱者試験準備講習会(乙4) 受付期間 平成24年2月5日(火) 平成24年2月6日(水) 平成24年2月7日(木)	◆消防設備士講習 受付期間 平成23年10月6日(木) 平成23年10月7日(金)	◆消防設備士講習 受付期間 平成23年10月6日(木) 平成23年10月7日(金)	◆消防設備士講習 受付期間 平成23年10月6日(木) 平成23年10月7日(金)	◆消防設備士講習 受付期間 平成23年10月6日(木) 平成23年10月7日(金)	◆消防設備士講習 受付期間 平成23年10月6日(木) 平成23年10月7日(金)